自治基本条例

ヌゥ と いっしょに 考えよう

No.3

H23.01

さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

「さいたま市自治基本条例検討委員会」は、市長の委嘱を受け、まちづくりの基本となる考え方や誰がどのような役割を果たすのかなどの基本的なルールや仕組みを定める「自治基本条例」について検討を行っています。

検討にあたっては、幅広い意見を取り入れるために、条例に期待することや活動している中での課題などについて、多くの方々と意見交換を行いました。

各種関係団体からいただいた主な意見

○合併により市民の声が市に届きにくくなった
○区役所と本庁の連携を密にしてほしい
○市民と行政の情報共有、市民団体と地域の人たちの情報共有が不十分
○地域におけるまちづくりのしくみを幅広い市民がお互いに協力して自らつくり上げることが重要であり、そのためには埋もれている人材や資源を発掘していく必要がある

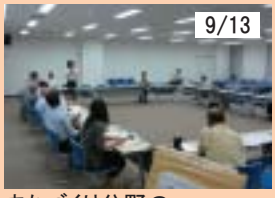

まちづくり分野の市民活動団体

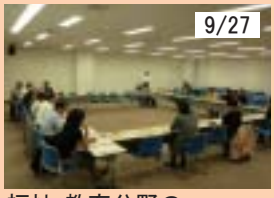

福祉･教育分野の市民活動団体

さいたま市市民活動推進委員会

さいたま商工会議所青年部･埼玉中央青年会議所

さいたま市自治会連合会

市のホームページで、意見交換の全内容を見ることができます

市長からいただいた主な意見

○日本一ボランティアが盛んに活動するまちにしたい
○権利と義務を表裏一体のものとしてルール化することが必要
○区の権限強化が必要

議会（正副議長・議会改革推進特別委員会正副委員長）からいただいた主な意見

○地方分権、地域主権の時代にしっかりとマッチした議会を目指している
○議会基本条例では、市民福祉の向上と市の健全な発展を目的としている
○議会基本条例と自治基本条例の目的は基本的に同じ

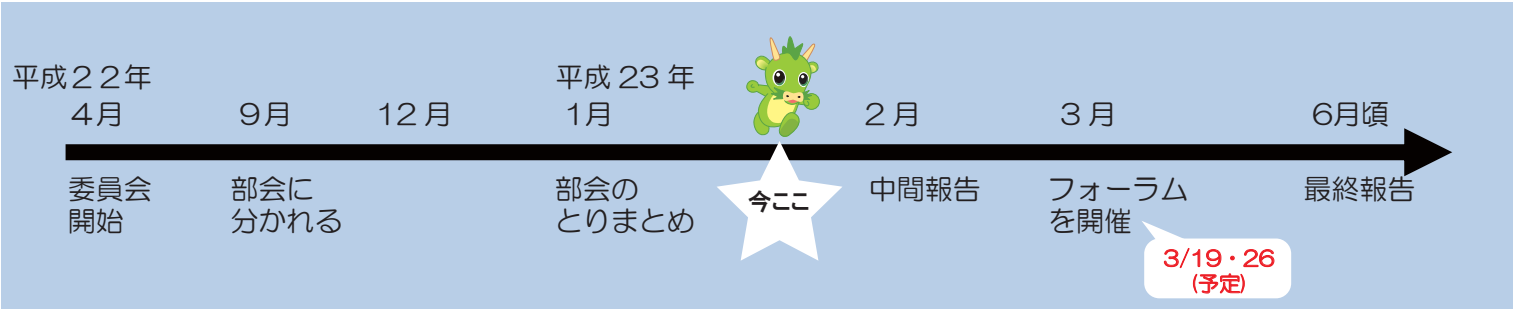

各部会の検討内容を紹介します

さいたま市自治基本条例検討委員会では、昨年9月から、市民部会と議会・行政部会の2つに分かれて条例案骨子について検討を進めてきました。

現在は、両部会が検討した内容を持ち寄り、中間報告に向けて、委員会全体で検討を進めています。

市民部会

テーマ：まちづくりの担い手

市内には、住んでいる人だけではなく、学ぶ人、働く人、活動する人など、様々な人がいます。

その様々な人たちがより豊かで暮らしやすい、活動しやすいと感じることのできるさいたま市をつくっていくために、議会や行政も含めて、それぞれがどのようにまちづくりに関わっていくべきなのかという視点で検討してきました。

テーマ：情報共有

市民自治※を進めるには、市民と行政の間だけでなく、市民や地域団体などが相互に情報を共有することが必要と考えています。

情報共有のあり方について、「さいたま市情報公開条例」等を踏まえながら検討してきました。

テーマ：参加・協働

市民自治を進めるには、市政への市民参加や市民と行政または市民同士の協働が大切です。

参加や協働を推進するために、市民と行政が果たすべき役割などについて検討してきました。

議会・行政部会

テーマ：ひらかれた議会

市民自治を確立するためには、市の意思決定機関である議会の役割が重要です。

「さいたま市議会基本条例」の趣旨や内容を確認しながら、市民に身近な議会のあり方、議会や議員の責務などについて検討してきました。

テーマ：職員の役割・責務

職員は、全体の奉仕者として、市民の意見を誠実に受けとめる姿勢が大切です。

職務を適正に執行することはもとより、地域や市の課題解決に向けて市民と一緒に考え、行動するなど、市民自治を進める上で求められる職員の姿勢、能力、役割、責務について検討してきました。

※「市民自治」とは、「市民が主役のまちづくり」のことをいい、検討委員会では、「自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていこう」というのが、まちづくりの本来あるべき姿と考えています。

◆ホームページで意見募集しています。また、検討委員会の検討状況を見ることができます。
◆さいたま市ホームページ　（http://www.city.saitama.jp/ ）→『自治基本条例』

発行　さいたま市自治基本条例検討委員会
事務局　さいたま市政策局政策企画部企画調整課　所在地　〒330-9588　さいたま市浦和区常盤６－４－４
Tel　048(829)1035　Fax　048(829)1985　E－mail　kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

このチラシは５０，０００部作成し、１部当たりの印刷経費は４円です。